

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	松川町

松川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	松川町役場産業観光課農林係
所 在 地	松川町元大島 3 8 2 3
電 話 番 号	0 2 6 5 - 3 6 - 3 1 1 1
F A X 番 号	0 2 6 5 - 3 6 - 5 0 9 1
メールアドレス	sangyo@matsukawa-town.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	松川町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積(ha)	金額（千円）
ニホンジカ	果樹、野菜、稲	0.72	640
イノシシ	果樹、野菜	1.38	742
ニホンザル	果樹、野菜、稲	8.06	11,865
ツキノワグマ	果樹	被害微小	被害微小
ハクビシン	果樹、野菜	0.80	578
カラス	果樹	17.0	612
ムクドリ	果樹	24.5	1,030
ヒヨドリ	果樹	28.5	1,290
合計		80.96.	16,757

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○ニホンジカ 果樹の新梢、野菜の育成期から収穫期に渡り、通年で被害を受けているが、侵入防止柵の効果により被害は減少傾向にある。 ○イノシシ 山際の農地での被害が多いが、侵入防止柵の効果により、被害は減少傾向にある。一方で防止柵の老朽化により脆い箇所から侵入することが増えてきたため対策が必要である。 ○ニホンザル 群れでの出現が増大するとともに、自家用野菜、果樹など多岐の農作物に被害が拡大しており、生産意欲を大きく減退させている。松川町で最も深刻な鳥獣被害となっている。 また、通学路への出没報告が多数出てきており、人なれを始めている。 ○ツキノワグマ 近年果樹の被害が増加傾向にある。出没による人に対する危険性は高い。
--

○ ハクビシン
果樹に対する被害が発生しており、令和４年度より増加していたが、捕獲の推進、電気柵の普及により被害が減少している。
○ 鳥類
町内全域が被害範囲となっており、果樹、水稻など多岐の農作物で被害が報告されている。

- (注) １ 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- ２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(３) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和６年度）		目標値（令和１０年度）	
	被害面積(ha)	金額（千円）	被害面積(ha)	金額（千円）
ニホンジカ	0.72	640	0.68	600
イノシシ	1.38	742	1.3	700
ニホンザル	8.06	11,865	7.5	11,200
ツキノワグマ	被害微小	被害微小	被害微小	被害微小
ハクビシン	0.80	578	0.75	550
カラス	17.0	612	16	580
ムクドリ	24.5	1,030	23	980
ヒヨドリ	28.5	1,290	27	1,230
計	80.96	16,757	76.23	15,840

- (注) １ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- ２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

(４) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・捕獲等に関しては、猟友会員を構成員とする有害鳥獣駆除班による有害鳥獣の捕獲を実施。 ・センサーカメラ、大型檻設置など、効率的な捕獲への取り組みを行っている。	・被害地域が率先して被害防止を行う体制づくり。 ・猟友会員の高齢化が進んでいるため、新規猟友会員確保に努める。
防護柵の設置等に関する取組	・県、農協との協力関係を通じた電気柵の実演・啓蒙活動。 ・地元自治会で修復できない危	・電気柵設置補助等の拡充。 ・防止柵修繕箇所の早期発見及び、修繕。

する取組	険箇所等の防護柵修繕。	
生息環境管理その他の取組	・鳥獣の生息森林の間伐 ・放任果樹の伐倒・撤去 ・廃果の適正な処理を指導 ・ニホンザル生息調査会の開催	・放置された森林、遊休農地にニホンザルが生息しており、当該森林の間伐等の対策が必要。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

○捕獲等に関する取組

- ・被害状況を正確に把握、ICT 機器を活用し効率的な捕獲を図り、猟友会員の負担軽減及び、確実な被害軽減を行う。
- ・新規猟友会員の確保。

○防護柵の設置等に関する取組

- ・電気柵設置補助の拡充及び、補助金の周知。
- ・防護柵の修繕補助。

○生息環境管理その他の取組

- ・鳥獣の生息森林の間伐、放任果樹の除去
- ・サル GPS 首輪を用いた生息状況調査の実施。
- ・ツキノワグマゾーニング管理実施計画を策定し、住み分けを明確化。緊張感をもった環境づくりの推進。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・既存の体制(猟友会への委託)により捕獲を継続する。
- 平成24年度に「松川町鳥獣被害対策実施隊」を設置。
- 平成24年度から対象鳥獣捕獲員を任命する。
- 当該年の捕獲従事者安全講習受講済の者を対象鳥獣捕獲員に任命する。

必要に応じて、農林業関係者等による、わなの見回り、連絡等のサポートを実施し、対象鳥獣捕獲員の身体的負担軽減を図る。

- ・大型獣を捕獲する際、ライフル銃を使用する状況もある。
 現地の状況により、捕獲実績向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。
 このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン カラス ムクドリ ヒヨドリ	・地域の被害実態に応じて、捕獲檻、罠を導入していく。 ・捕獲檻の管理 ・捕獲檻の補助 ・交付金事業を導入し、実施隊員による捕獲を推進する。 ・実施隊への支援、新規銃猟者確保に努める。 ・新規狩猟者確保対策（免許取得補助） ・ICTの導入における効率的な捕獲により、高齢化している実施隊員の負担を減らす。（大型捕獲檻等）
9	〃	〃
10	〃	〃

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの防除実績並びに農作物への被害状況を考慮し、関係団体・機関等と協議し、目標農林業被害額に達するために捕獲計画数を設定する。 なお、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びツキノワグマについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、かつ現状に即した捕獲計画を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	112 頭	112 頭	112 頭
イノシシ	30 頭	30 頭	30 頭
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
ツキノワグマ	2 頭	1 頭	1 頭
ハクビシン	50 頭	50 頭	50 頭
カラス	150 羽	150 羽	150 羽
ムクドリ	150 羽	150 羽	150 羽
ヒヨドリ	150 羽	150 羽	150 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、銃及びワナで年間通じた捕獲を行う。 ・ツキノワグマについては、被害に応じてやむをえない場合に限り捕獲を行う。 ・鳥類については、銃及び檻で被害時期を中心に捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・銃器を使用して大型獣を捕獲する際に、使用する必要がある。 ・複数の実施隊員が山林内で巻き狩り方式で捕獲する際に、安全を確認して使用する。(冬期が中心) ・近年になり、林内に限らず、町中までツキノワグマ、イノシシ等の目撃があり、大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。現

地の状況により、捕獲効果向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。

- ・人材育成のため、南信州地域の市町村と連携して、ライフル銃安全射撃訓練施設環境整備に取り組む。
- ・ライフル銃による有害鳥獣捕獲実施時期は、落葉期（晩秋から冬期）を基本とし、原則として隊員による巻き狩り方式で実施する。実施に当たっては安全確保を最優先とする。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
松川町	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8 年度	9 年度	10 年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ等	侵入防止柵 改良 100m	侵入防止柵 改良 100m	侵入防止柵 改良 100m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8 年度	9 年度	10 年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ等	電牧機交換 電気柵緩衝帯整備 維持修繕 高木処理 電気柵の実演・啓蒙活動	電牧機交換 電気柵緩衝帯整備 維持修繕 高木処理 電気柵の実演・啓蒙活動	電牧機交換 電気柵緩衝帯整備 維持修繕 高木処理 電気柵の実演・啓蒙活動

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8 年度	ニホンジカ、 イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン カラス ムクドリ ヒヨドリ	・ 森林里山整備（間伐の実施・緩衝帯の設置） ・ 侵入防止柵 ・ 被害防除対策研修会の実施 ・ 地域ぐるみの追い払い活動 （電動ガン・忌避剤・番犬・など） ・ 放任果樹等の集落点検の実施 ・ ニホンザルの生態調査 ・ 鳥獣被害防止の講習会開催 ・ ツキノワグマゾーニング管理
9 年度	〃	〃
10 年度	〃	〃

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野県南信州地域振興局	捕獲許可
飯田警察署	避難・誘導
松川町	連絡・調整
鳥獣被害対策実施隊・猟友会	捕獲

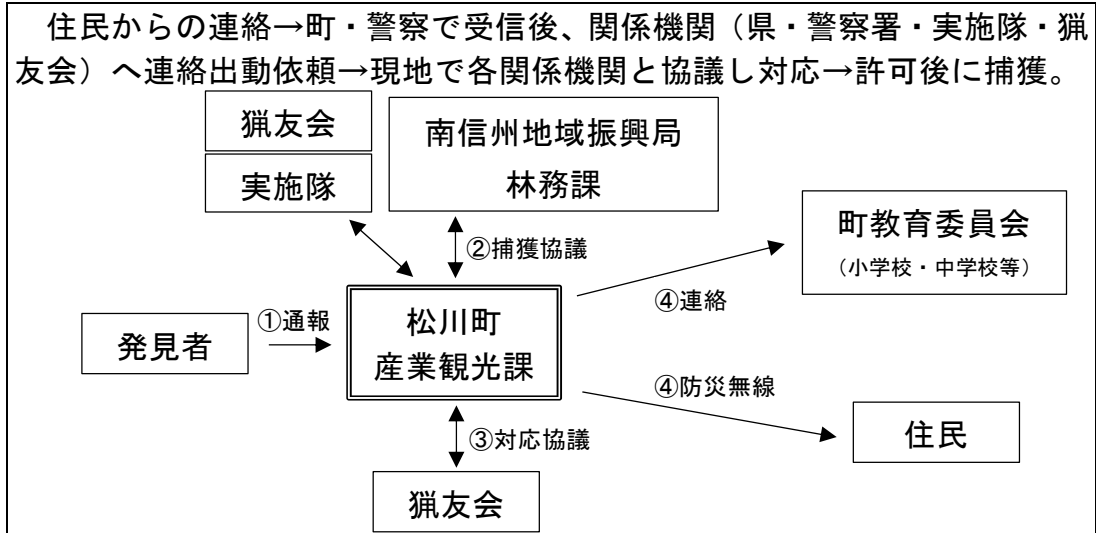
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した個体は捕獲現場等、適切な場所において埋設処置又は自家消費。
- ・食肉として利用可能な個体（ニホンジカ等）については、食用肉としての利用。
- ・その他、鳥獣被害対策に係る学術研究に対し、サンプル試料として提供。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は、自家消費利用が主。 加工食品、外食産業等への利用促進啓発を行う。
ペットフード	現状は未利用。 犬用飼料として利用促進を検討。
皮革	現在は個人販売のみ。 今後は南信州の皮革加工所への販路促進を検討。
その他 (油脂、骨製品、角)	

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
----------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現在は加工処理施設等がなく、食肉としての利用・販売は困難である。食品衛生法に基づく、受け入れ、解体、加工に至るまでの施設整備を検討したい。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状は自家消費のため、解体等については個人の裁量になっている。外部講師等を迎え、捕獲、搬入、解体までの一連工程、および食品衛生法に基づいた、加工技術等、利用拡大に繋がる啓蒙活動、および講習会開催を検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	松川町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
松川町役場産業観光課	会の総括、取りまとめ等
みなみ信州農協	被害関係の取りまとめ等
松川町議会	議会での意見集約等
地域協議会	地域の被害状況の把握・実情報告・管理等
飯田警察署松川町交番	安全な被害対策の推進等
鳥獣保護員	適正な鳥獣保護の推進等
猟友会松川町支部	猟友会の実情や、捕獲従事者確保等
松川町有害鳥獣捕獲班	捕獲の実情や、捕獲従事者確保等
飯伊森林組合松川事業所	林業被害の実情把握、林業関係の意見等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
信州大学農学部	野生鳥獣被害対策に関わる調査、助言
南信州野生鳥獣保護管理対策協議会	各市町村等の連携及び広域的な被害対策等の連絡調整等
南信州野生鳥獣被害対策チーム	適切な被害防除策の指導、協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

松川町鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、鳥獣の捕獲及び保護並びにその他の鳥獣被害防止対策を行う。 ※隊員数 44 名
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

松川町と南信州野生鳥獣被害対策チームが連携し、農林業被害を減少させるために、集落支援を行う。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・南信州野生鳥獣被害対策チームと連携した「野生動物の生態、被害対策」などの普及活動（地元説明会、現地調査）を被害集落で行い、集落ぐるみの具体的な行動を促す。 ・ニホンザル対策に関して、国・県の事業も活用しながら、新規事業により対策強化を図る。
--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

＜変更履歴等＞

策定：令和８年３月２３日付け７森推第１１６３号同意